

1 吹田市の高齢者の現状と 総合事業の内容について



高齢福祉室支援グループ

1

吹田市の高齢者の現状と総合事業の内容について説明いたします。

介護予防・日常生活支援総合事業とは？①

平成29年4月から、介護保険法改正による 介護予防・日常生活支援総合事業開始

高齢者の生活を支える
ための地域づくり
(介護予防・生活支援サービス事業)

高齢者安心・自信
サポート事業

地域みんなで
一緒に取り組む
介護予防活動
サービス事業
(一般介護予防事業)



吹田市民
はつらつ元気大作戦

2

吹田市では、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しています。略して総合事業と呼んでいます。

この総合事業では、大きな二つの事業に取り組んでいます。

まず一つ目が、高齢者の生活を支えるための地域づくりである「介護予防・生活支援サービス事業」で、吹田市では「高齢者安心・自信サポート事業」と名前をつけています。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみで生活する方が安心して生活できるよう、訪問や通所のサービスだけでなく、住民が実施する取組も含めた、色々な担い手による高齢者の支援体制を地域の中に作っていく取組です。もちろん元気な高齢者の皆さんが担い手になることも期待しています。

そして二つ目が、地域みんなで一緒に取り組む介護予防の活動や市主催の介護予防教室、講演会等も含む「一般介護予防事業」で、愛称を「吹田市民はつらつ元気大作戦」と言います。

自分らしく地域で暮らし続けるためには一人一人ができる限り介護予防に努めることや、地域社会の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切です。

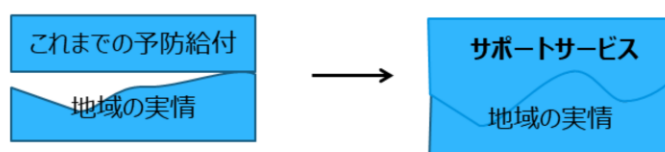
吹田市では、住民の主体的な介護予防活動の立ち上げや運営を支援しています。

介護保険法の理念に則り、インフォーマルサービスも含めた、多様なサービスの中から自身の状況やライフスタイルに合ったものを選んでいただくことを目指しています。

この大きな二つの事業により、介護予防と日常生活の支援を総合的に取り組んでいることから、「介護予防・日常生活支援総合事業」という名称がついています。

介護予防・日常生活支援総合事業とは？②

これまでの予防給付とは異なり、地域の実情に合わせて自治体がサービスを設定します。



3

総合事業は全国的に画一であった予防給付とは異なり、地域の実情に合わせて各自治体がサービスの設定を行うことができるようになりました。



吹田市高齢者 安心・自信サポート事業の内容

4

それでは、吹田市高齢者安心・自信サポート事業の内容についてふりかえります。

【サービスの種別】

訪問型サポートサービス

⇒ **A2** (訪問型短期集中サポートサービスは自己負担がありませんので、サービスコードはありません)

通所型サポートサービス

⇒ **A6** (要支援2で週1回利用のサービスも独自に設定)

介護予防ケアマネジメント

⇒ **AF** (ケアマネジメントA・ケアマネジメントC)

5

平成29年4月1日以降に要支援認定を受けた人、または基本チェックリストの実施により事業対象者となった人を対象に、総合事業が始まりました。

訪問型サポートサービス

サービス内容は従前(従来の介護予防訪問介護)に相当します。

通所型サポートサービス

サービス内容は従前(従来の介護予防通所介護)を変更し、要支援2で週1回利用の算定を含む独自のコードを設定しました。

介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメントAは要支援1、2、基本チェックリスト該当者が吹田市高齢者安心・自信サポート事業のみを利用する際のケアプランです。

ケアマネジメントCは要支援1、2、基本チェックリスト該当者で予防給付・サポート事業を利用しておらず、はつらつ体操教室等の吹田市民はつらつ元気大作戦を週1回以上利用する、介護予防の必要性の高い人等に初回のみ作成するケアプランです。

【平成30年10月】

- ・通所型サポートサービスのうち、
**入浴の見守りに特化した
通所型入浴サポートサービスの開始**
(1回算定報酬も採用し、A6コードの種類が増えました)

- ・新たな加算が増えました
訪問型サポートサービス
生活機能向上加算 I・II
通所型サポートサービス
生活機能向上加算 I・II
栄養スクリーニング加算

6

平成30年10月に、通所型サポートサービスに入浴に特化した通所型入浴サポートサービスを創設しました。

このサービスについては当初より1回算定報酬を設定しています。また、通所型サポートサービスは通所型入浴サポートサービスを併用する場合に限り、1回算定報酬の算定が可能となりました。

新！

【令和3年4月】

訪問型・通所型サポートサービスにおいて、1回算定報酬を使用する要件を新たに規定します

(なお、入浴の見守りに特化した通所型入浴サポートサービスの単独利用、もしくは、通所型サポートサービスとの併用では、すでに1回算定報酬を平成30年10月から採用しています。)